

会員各位

2020年9月7日

千葉イトマンスイミングスクール

生徒本人及びご家族の所属する学校、勤務先に コロナ罹患者が発生した場合の対応

当スクールでは、表題の件につきまして、以下の通り対応をさせていただきます。

記

【事例】

- ①会員本人の所属する学校、勤務先において新型コロナウイルス罹患者が発生した場合
- ②会員と同居のご家族の所属する学校、勤務先において新型コロナウイルス罹患者が発生した場合

【対応】

- ①及び②の場合においても、所属先の臨時休校の解除及び営業が再開するまでは、当施設のご利用を控えてください。
ご欠席分は振替授業の利用期限を1カ月延長させていただきますので、フロントにてお手続き下さい。

以上

※これらは現時点における対応となり、今後の状況により変更する場合がございます。